

育てよう 心豊かでたくましい やまがたの青少年

山形県青少年健全育成条例

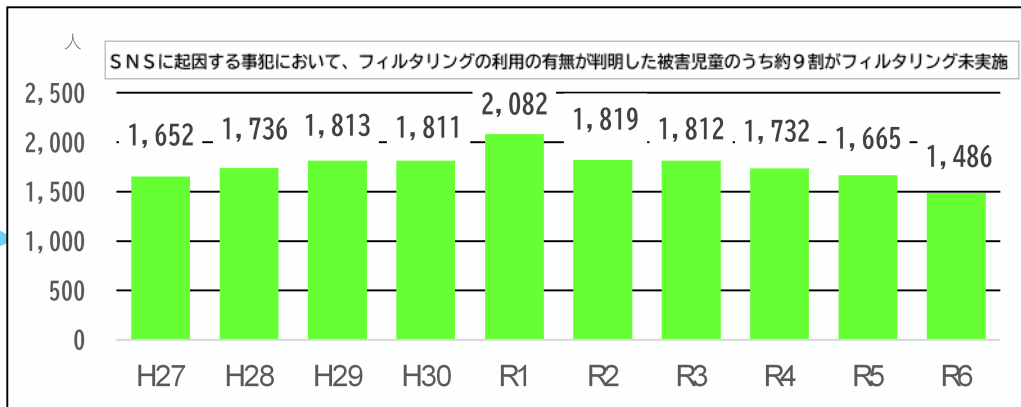
※青少年とは18歳未満の者をいいます。



SNSに起因する事犯の被害児童数が高い水準で推移しています！

全国過去10年
SNSに起因する事犯の
被害児童数の推移

(R7 警察庁「少年からのシグナル」)より



インターネット関連の非行・被害はどこの地域でも起こりうる問題です！！

スマホを買い与えるのは大人

青少年のインターネット接続を保護者が適切に管理するために

フィルタリング手続きの原則を強化

●携帯電話インターネット接続役務提供事業者や契約代理店の義務

購入する青少年や保護者に対して、次の①から④について説明し、内容が記載された書面（電磁的記録を含む。）を交付しなければなりません。

- ①販売する端末等からのインターネット利用により青少年が有害情報に触れる可能性があること
- ②フィルタリングサービスの必要性及び内容、フィルタリングソフトウェアの機能及び利用方法
- ③不適切な方法により、犯罪や事件等に巻き込まれたり、法令に触れるおそれがあること
- ④保護者がフィルタリングを利用しない又はフィルタリングサービスの有効化措置を希望しない旨を申し出る場合、保護者の氏名住所等を記載した書面（電磁的記録を含む。）を提出しなければならないこと

※携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、同提出書を契約が終了する日又は青少年が18歳に達する日のいずれか早い日まで保存しなければなりません。

違反⇒勧告、公表

●保護者の義務

青少年が使用する携帯電話（スマートフォン）にフィルタリングを利用しない場合、販売事業者等に理由書を提出しなければなりません。

※フィルタリングサービスを利用しない正当な理由

- ・青少年が仕事をしており、業務に支障が生じる場合
- ・青少年の障がい、病気により、日常生活に支障が生じる場合
- ・保護者が青少年のインターネット使用状況を適切に把握し、有害情報の閲覧や視聴を防止する場合

児童ポルノ自画撮り防止

●児童ポルノ等の提供を求める行為の禁止

青少年に対し、次により児童ポルノなどの提供を求めてはいけません。

青少年に拒まれたにもかかわらず求める

禁止

青少年を脅したり、だましたり、困惑させる

青少年に対し対償（お金や物など）を供与し、又はその供与の約束をする

違反⇒30万円以下の罰金

家庭で
ルールをつかって
ペアレンタルコントロール
（保護者による管理）
から
セルフコントロールへ！
（自己管理）



成人向けのもの、有害な情報 青少年を取り巻く環境を守るために

青少年に近づけない



販売等の制限

図書類の販売等事業者は、有害図書類を青少年に販売し、頒布し、貸し付け、閲覧させ、視聴させ、又は聴取させてはなりません。

違反⇒20万円以下の罰金

有害図書類

図書類の内容の全部又は一部が著しく青少年の

- 1 性的感情を刺激
- 2 粗暴性又は残虐性を助長
- 3 犯罪又は自殺を誘発し、又は助長してその健全な育成を阻害するおそれのあるもの



インターネット上の有害情報を閲覧させない

ネットカフェ、宿泊施設、公共施設等でインターネットを利用させる方は、有害情報を青少年に閲覧させないように努めなければなりません。



青少年を深夜に外出させない

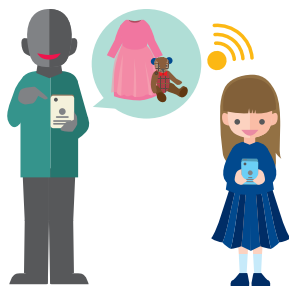


深夜の外出制限

保護者の依頼を受け又は同意を得た場合や正当な理由がある場合のほか、深夜に青少年を連れ出し、同伴し、又はとどめてはいけません。

コンビニエンスストアなど、深夜に営業する方は、深夜に正当な理由なく店舗内や敷地内にいる青少年に対して、声をかけるなどして、帰宅を促すよう努めなければなりません。

※深夜とは、午後11時から翌午前4時までの間です。



青少年に見せない 渡さない



陳列等の制限

有害図書類を陳列するときは、他の図書類と区分して、屋内の常時監視でき、「**青少年に販売等できない旨を表示する場所(成人向けコーナー)**」に置き、かつ、容易に青少年の目に触れない措置をとらなければなりません。

違反⇒「知事による改善命令」に従わない場合は10万円以下の罰金

必要な措置 (下記のいずれかによる)

- 壁、カーテン等で青少年が自由に出入りできないようにする
- 一冊ごとにビニール等で包装し陳列する
- おおむね150センチメートル以上の高さに陳列する
- 背表紙のみが客に見えるように陳列する
- その他、知事が適当と認める措置

成人向け
コーナー

有害特定がん具の販売等の制限

知事が指定した刃物類(バタフライナイフ等)を青少年に販売し、頒布し、又は貸し付けてはいけません。

違反⇒20万円以下の罰金



青少年を深夜に立ち入らせない



深夜遊技営業施設への立入禁止

カラオケボックス、インターネットカフェ・インターネットゲーム施設(客席を設けて、備え付けた端末設備によりインターネットの利用をさせる営業)、ゲームコーナー等の遊技施設を営業する方は、保護者の同伴の有無にかかわらず、深夜に青少年を立ち入らせてはいけません。

違反⇒20万円以下の罰金



深夜立入禁止の表示

深夜遊技営業施設の見やすい箇所に、深夜における青少年の立入りを禁ずる旨の掲示をしなければなりません。

青少年への不健全行為や少年非行に係る

場所の提供、仲介をしない



有害行為のための場所の提供等の禁止

青少年に有害な行為や少年非行・被害が行われていることを知りながら場所を提供し、又は周旋(仲介)してはいけません。

違反⇒30万円以下の罰金



【お問合せ先】



山形県しあわせ子育て応援部 多様性・女性若者活躍課



023-630-2727